

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月30日

香川県公安委員会委員長 横井久子

香川県公安委員会規則第9号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(責任者講習の委託)</p> <p>第8条 責任者講習は、法<u>第32条の3</u>第1項の規定により指定した香川県暴力追放運動推進センターに委託して行うものとする。</p>	<p>(責任者講習の委託)</p> <p>第8条 責任者講習は、法<u>第32条の2</u>第1項の規定により指定した香川県暴力追放運動推進センターに委託して行うものとする。</p>
<p>(警察本部長への事務の委任)</p> <p>第9条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、法第35条第1項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務、<u>法第15条第1項(同条第3項)</u>において準用する場合を含む。)の規定に係る仮の命令に係る<u>同条第4項及び第5項</u>に規定する事務並びに法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る<u>同条第3項及び第4項</u>に規定する事務は、警察本部長が行うものとする。</p>	<p>(警察本部長への事務の委任)</p> <p>第9条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、法第35条第1項の規定による命令(以下「仮の命令」という。)に関する事務、法第12条の4第2項の規定による指示(緊急の必要がある場合におけるものに限る。)に関する事務並びに法第15条第1項(同条第2項)において準用する場合を含む。)の規定に係る仮の命令に係る<u>同条第3項及び第4項</u>に規定する事務は、警察本部長が行うものとする。</p>
<p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第10条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、<u>第30条、第30条の3、第30条の7</u>第1項及び<u>第30条の10</u>第1項の規定による命令は、警察署長が行うものとする。</p>	<p>(警察署長への事務の委任)</p> <p>第10条 法の規定により香川県公安委員会の権限に属する事務のうち、法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、<u>第30条及び第30条の3</u>の規定による命令は、警察署長が行うものとする。</p>
<p>(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
	1

別表（第2条関係）

法 令 等	条 項 号	内 容	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長
1～50 略				
51 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第3条～第6条第4項 略			
	第7条第1項	指定の公示		○
	第7条第3項～第14条第3項 略			
	第15条第1項	対立抗争が発生した場合における事務所の使用制限命令	○	
	第15条第2項	対立抗争が発生した場合における事務所の使用制限命令の期限の延長及び再延長	○	
	第15条第3項	内部抗争が発生した場合における事務所の使用制限命令並びにその期限の延長及び再延長（第15条第1項及び第2項の準用）	○	
	第15条第4項	事務所の使用制限命令に係る標章の貼付け		*○
	第15条第5項	事務所の使用制限命令に係る標章の取除き		*○
	第15条の2第1項	特定抗争指定暴力団等の指定	○	
	第15条の2第2項	特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長及び再延長	○	

別表（第2条関係）

法 令 等	条 項 号	内 容	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長
1～50 略				
51 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）	第3条～第6条第4項 略			
	第7条第1項	指定の公示	○	
	第7条第3項～第14条第3項 略			
	第15条第1項	対立抗争時の事務所使用制限命令及びその期限の延長		○
	第15条第2項	内部抗争時の事務所使用制限命令及びその期限の延長（第15条第1項の準用）		○
	第15条第3項	事務所使用制限標章のはり付け		*○
	第15条第4項	事務所使用制限標章の取除き		*○

	<u>特定抗争指定暴力団等の指定に係る警戒区域の変更</u>	<input type="radio"/>						
<u>第15条の2第3項</u>	<u>内部抗争が発生した場合における特定抗争指定暴力団等の指定（第15条の2第1項の準用）</u>	<input type="radio"/>						
<u>第15条の2第4項</u>	<u>内部抗争が発生した場合における特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長及び再延長（第15条の2第2項の準用）</u>	<input type="radio"/>						
	<u>内部抗争が発生した場合における特定抗争指定暴力団等の指定に係る警戒区域の変更（第15条の2第3項の準用）</u>	<input type="radio"/>						
<u>第15条の2第5項</u>	<u>特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章の貼付け</u>		<input type="radio"/>					
<u>第15条の2第6項</u>	<u>特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章の取除き</u>		<input type="radio"/>					
	<u>特定抗争指定暴力団等の指定に係る意見聴取の実施の決定（第5条第1項本文の準用）</u>	<input type="radio"/>						
	<u>特定抗争指定暴力団等の指定に係る意見聴取に係る通知及び</u>		<input type="radio"/>					

第15条の 2第8項	<u>公示（第5条第2項 の準用）</u>						
	<u>特定抗争指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取における意見の 聴取り及び証拠の受 取り（第5条第3項 の準用）</u>	○					
	<u>特定抗争指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取における不出頭 又は所在不明のとき における指定の決定 (第5条第4項の準 用)</u>	○					
	<u>特定抗争指定暴力団 等の指定の公示（第 7条第1項の準用）</u>		○				
	<u>特定抗争指定暴力団 等の指定の通知（第 7条第3項の準用）</u>		○				
	<u>特定抗争指定暴力団 等の公示事項の変更 の公示（第7条第4 項の準用）</u>		○				
	<u>警戒区域の変更に係 る意見聴取の実施の 決定（第5条第1項 本文の準用）</u>	○					
	<u>警戒区域の変更に係 る意見聴取に係る通 知及び公示（第5条 第2項の準用）</u>		○				
	<u>警戒区域の変更に係</u>						

	<u>る意見聴取における意見の聴取り及び証拠の受取り（第5条第3項の準用）</u>	<input type="radio"/>	
<u>第15条の 2第9項</u>	<u>警戒区域の変更に係る意見聴取における不出頭又は所在不明のときにおける指定の決定（第5条第4項の準用）</u>	<input type="radio"/>	
	<u>警戒区域の変更の公示（第7条第1項の準用）</u>		<input type="radio"/>
	<u>警戒区域の変更の通知（第7条第3項の準用）</u>		<input type="radio"/>
<u>第15条の 4第1項</u>	<u>特定抗争指定暴力団等の指定の取消し</u>	<input type="radio"/>	
<u>第15条の 4第2項</u>	<u>特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの公示（第7条第1項の準用）</u>		<input type="radio"/>
<u>第18条第 1項</u>	<u>特定抗争指定暴力団等の指定の取消しの通知（第7条第3項の準用）</u>		<input type="radio"/>
<u>第18条第2項～第30条の5第1項</u>	略		
<u>第30条の 5第2項</u>	略		
<u>第30条の 7第1項</u>	<u>繩張に係る禁止行為に対する中止命令</u>		* <input type="radio"/>
<u>第30条の</u>	<u>繩張に係る禁止行為</u>		<input type="radio"/>

第18条第 1項	略		
第18条第2項～第30条の5第1項			略
第30条の 5第2項	略		

<u>7第2項</u>	に対する防止命令		
<u>第30条の 7第3項</u>	繩張に係る禁止行為 に対する再発防止命令	○	
<u>第30条の 7第4項</u>	営業を営む者等の禁 止行為に対する再発 防止命令	○	
<u>第30条の 8第1項</u>	特定危険指定暴力団 等の指定	○	
<u>第30条の 8第2項</u>	特定危険指定暴力団 等の指定の期限の延 長及び再延長	○	
<u>第30条の 8第3項</u>	特定危険指定暴力団 等の指定に係る警戒 区域の変更	○	
<u>第30条の 8第4項</u>	特定危険指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取の実施の決定（ 第5条第1項本文の 準用）	○	
	特定危険指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取を公開しない旨 の決定（第5条第1 項ただし書の準用）	○	
	特定危険指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取に係る通知及び 公示（第5条第2項 の準用）		○
	特定危険指定暴力団 等の指定に係る意見 聴取における意見の 聴取り及び証拠の受	○	

	<u>取り（第5条第3項の準用）</u>					
	<u>特定危険指定暴力団等の指定に係る意見聴取における不出頭又は所在不明のときにおける指定の決定（第5条第4項の準用）</u>		○			
	<u>特定危険指定暴力団等の指定の公示（第7条第1項の準用）</u>			○		
	<u>特定危険指定暴力団等の指定の通知（第7条第3項の準用）</u>			○		
<u>第30条の 8第5項</u>	<u>警戒区域の変更に係る意見聴取の実施の決定（第5条第1項本文の準用）</u>		○			
	<u>警戒区域の変更に係る意見聴取を公開しない旨の決定（第5条第1項ただし書の準用）</u>		○			
	<u>警戒区域の変更に係る意見聴取に係る通知及び公示（第5条第2項の準用）</u>			○		
	<u>警戒区域の変更に係る意見聴取における意見の聴取り及び証拠の受取り（第5条第3項の準用）</u>		○			
	<u>警戒区域の変更に係</u>					

	<u>る意見聴取における 不出頭又は所在不明 のときにおける指定 の決定（第5条第4 項の準用）</u>	<input type="radio"/>					
	<u>警戒区域の変更の公 示（第7条第1項の 準用）</u>		<input type="radio"/>				
	<u>警戒区域の変更の通 知（第7条第3項の 準用）</u>		<input type="radio"/>				
<u>第30条の 10第1項</u>	<u>特定危険指定暴力団 等の指定暴力団員の 禁止行為に対する中 止命令</u>		<input type="radio"/>	*	<input type="radio"/>		
<u>第30条の 10第2項</u>	<u>特定危険指定暴力団 等の指定暴力団員の 禁止行為に対する再 発防止命令</u>	<input type="radio"/>					
<u>第30条の 11第1項</u>	<u>特定危険指定暴力団 等の事務所の使用制 限命令</u>	<input type="radio"/>					
<u>第30条の 11第2項</u>	<u>特定危険指定暴力団 等の事務所の使用制 限命令の期限の延長 及び再延長</u>	<input type="radio"/>					
<u>第30条の 11第3項</u>	<u>事務所の使用制限命 令に係る標章の貼付 け</u>		<input type="radio"/>	*	<input type="radio"/>		
<u>第30条の 11第4項</u>	<u>事務所の使用制限命 令に係る標章の取除 き</u>		<input type="radio"/>	*	<input type="radio"/>		
<u>第30条の 12第1項</u>	<u>特定危険指定暴力団 等の指定の取消し</u>	<input type="radio"/>					

	特定危険指定暴力団 等の指定の取消しの 公示（第7条第1項 の準用）		<input type="radio"/>
第30条の 12第2項	特定危険指定暴力団 等の指定の取消しの 通知（第7条第3項 の準用）		<input type="radio"/>
第32条の 3第1項	略		
第32条の 3第5項	略		
第32条の 3第6項	略		
第32条の 6第1項	認定申請書の受理及 び国家公安委員会へ の送付		<input type="radio"/>
第33条第 1項	略		
第34条第1項本文～第36条第2項 略			
第36条第 3項	命令の内容等の国家 公安委員会に対する 報告		<input type="radio"/>
	略		
第36条第 4項	官庁、公共団体その 他の者に対する協力 の要求		<input type="radio"/>
第39条の 2第1項	命令又は指示に係る 書類の送達		<input checked="" type="radio"/>
第39条の 2第2項	命令又は指示に係る 書類の公示送達		<input checked="" type="radio"/>

第32条の 2第1項	略		
第32条の 2第5項	略		
第32条の 2第6項	略		
第33条第 1項	略		
第34条第1項本文～第36条第2項 略			
第36条第 3項	命令の内容等の国家 公安委員会に対する 報告		<input checked="" type="radio"/>
	略		
第36条第 4項	官公署に対する協力 の要求		<input type="radio"/>
第42条第 1項	警察本部長への事務 の委任		<input type="radio"/>
第42条第	警察署長への事務の		

					3項	委任
(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第16条第1項	略			<u>第13条第1項</u>	<u>中止命令書の送達</u>
	第17条第1項・第19条第2項	略			<u>第13条第2項</u>	<u>再発防止命令書の送達</u>
	第19条第3項	略			<u>第13条第3項</u>	<u>指示書の送達</u>
	第21条第1項	<u>特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知</u>		<input checked="" type="checkbox"/>	<u>第16条第1項</u>	略
	第25条第	略			第17条第1項・第19条第2項	略
					第19条第3項	略
					<u>第20条第1項</u>	<u>事務所使用制限命令書の送達</u>
					<u>第20条第2項</u>	<u>命令期限延長通知書の送達</u>
					<u>第24条第1項</u>	<u>中止命令書の送達</u>
					<u>第24条第2項</u>	<u>再発防止命令書の送達</u>
					<u>第24条第3項</u>	<u>少年脱退措置命令書の送達</u>
					<u>第25条第1項</u>	<u>中止命令書の送達</u>
					<u>第25条第2項</u>	<u>再発防止命令書の送達</u>
					<u>第26条第1項</u>	<u>中止命令書の送達</u>
					<u>第26条第2項</u>	<u>再発防止命令書の送達</u>
					第28条第	略

<u>1項</u>			
<u>第25条第2項</u>	略		
<u>第26条第1項</u>	略		
<u>第30条第1項</u>	特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知		○
第33条	略		
第34条～第35条第3項 略			
<u>第36条第2項</u>	略		
第38条	仮の命令に係る標章の取除き		○
第39条	略		
<u>第40条第1項</u>	命令等についての他の都道府県公安委員会に対する照会及び照会に対する回答		○
第40条第	違反行為を認知した場合における他の都		○

<u>1項</u>			
<u>第28条第2項</u>	略		
<u>第29条第1項</u>	略		
第32条	中止命令書の送達		*○
<u>第32条の3</u>	中止命令書の送達		*○
<u>第32条の4</u>	請求妨害防止命令書の送達		○
<u>第32条の5</u>	賞揚等禁止命令書の送達		○
第33条	略		
第34条～第35条第3項 略			
<u>第36条第2項</u>	略		
第37条	再発防止仮命令書、事務所使用制限仮命令書、請求妨害防止仮命令書又は賞揚等禁止仮命令書の送達		*○
第38条	移送通知書の送付		*○
第39条	仮の命令に係る標章の取除き		*○
第40条	略		
<u>第41条第1項</u>	命令等についての他の都道府県公安委員会に対する照会及び照会に対する回答		*○
第41条第	違反行為を認知した場合における他の都		*○

<u>2項</u>	道府県公安委員会に 対する書類等の送付					
<u>第41条第 1項</u>	略					
<u>第41条第 2項</u>	略					
第47条第1項～第48条第3項 略						
(2)～(4) 略						
52～99 略						
備考 略						

<u>2項</u>	道府県公安委員会に 対する書類等の送付					
<u>第42条第 1項</u>	略					
<u>第42条第 2項</u>	略					
第47条第1項～第48条第3項 略						
(2)～(4) 略						
52～99 略						
備考 略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条中別表51の項の改正規定（第32条の6第1項に係る部分に限る。）は、平成25年1月30日から施行する。